

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー25F  
**株 式 会 社 ニ ッ シ ン**  
代表取締役社長兼執行役員 寄岡 邦彦  
(東京証券取引所第一部:8571)  
問い合わせ責任者:専務取締役兼執行役員 檜 垣 均  
T E L : 0 3 - 3 3 4 8 - 2 4 2 4 ( 代 表 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 47 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)及び法務省令が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、株式会社の定款が当該法令に基づき作成されることに伴い、所要の変更を行うものであります。

- ①整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)、第 10 条第 1 項(株主名簿管理人)のとおり明記するものであります。
- ②単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲とするため、変更案第 9 条(単元未満株式を有する株主の権利)を新設するものであります。
- ③会社法では、招集地に関する規制が廃止されましたため、株主総会の招集地を限定せずに、より利便性の良い地域で開催することを可能とすることを目的として現行定款第 11 条第 2 項を削除するものであります。
- ④会社法及び法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示する場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能になりましたので、株主の皆様の利便性を高めることおよび招集の費用を削減することを目的として、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ⑤会社法第 370 条により、取締役会における決議の省略が認められたことに伴い、取締役会決議を必要に応じて機動的に行うことが可能となるように、変更案第 25 条(取締役会の決議方法)を新設するものであります。
- ⑥補欠監査役の選任決議の有効期間を、原則として 4 年とするために、変更案第 32 条(補欠監査役の選任決議の効力)のとおり定めるものであります。
- ⑦会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう第 39 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

- ⑧会社法第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能になりましたので、機能的な資本政策を行えるように、第 43 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。また、これに合わせて、現行定款第 6 条(株式の買受け)、第 38 条(中間配当)を削除しております。
- ⑨毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当及び毎年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当の基準日を定めると共に、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当が可能であることを変更案第 44 条(剰余金の配当の基準日)に定めるものであります。
- ⑩その他会社法の文言に合わせると共に、条文の新設に伴う必要な条数の繰下げ、条文の追加、削除その他の修正及び字句の変更等の整備を行うものであります。
- なお、変更案第 28 条、第 29 条及び第 38 条は、現行定款第 25 条、第 26 条及び第 35 条を含めて規定する趣旨であり、変更案第 28 条及び第 29 条については、監査役的全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (2) 当社グループの総合力を活かしたトータル・フィナンシャル・ソリューション・プロバイダーとしてのブランドイメージを確立する狙いから、商号を「株式会社ニッシン」から「NISグループ株式会社」に改めたく、現行定款第 1 条(商号)の変更を行うものであります。
- なお、商号変更に関しましては、附則により、平成 18 年 10 月 1 日に効力が生じることとし、効力発生日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。
- (3) 事業内容の多角化及び今後の事業展開に備えて、変更案第 2 条(目的)に目的事項を追加するものであります。
- (4) 株主総会、取締役会の招集権者及び議長を、取締役会長も行うことができるよう変更を行うものであります(変更案第 14 条(株主総会の招集権者及び議長)、変更案第 24 条(取締役会の招集権者及び議長))。
- (5) 代表取締役、役付取締役の条文を変更案第 22 条(代表取締役および役付取締役)に統一し、これに取締役副会長及び取締役相談役を追加するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

平成 18 年 6 月 24 日(土曜日)開催の第 47 期定時株主総会による決議時

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

(広報室)03-3348-2417

(I R 部)03-3348-2423

---

The Total Financial Solution Provider

<http://www.nisgroup.jp/>

## 【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社ニッシン</u>と称し、英文では、<u>NISSIN CO., LTD.</u> と称する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 消費者金融業、事業者金融業およびこれらの融資の斡旋、保証ならびに代行業 (新 設) (新 設)</p> <p>2. 不動産の<u>賃貸、売買</u>および<u>仲介業</u> (新 設)</p> <p>3. 有価証券売買 4. 損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業 5. 企業に対する投資ならびに経営コンサルタント業務 (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>6. 集金代行業 7. 計算事務代行業 8. 広告および宣伝の請負 9. ファクタリング業 10. コンピュータソフトウェアの開発および販売 11. コンピュータおよびその周辺機器の販売 12. スポーツ施設の経営および賃貸 13. 企業の会計・労務等の事務代行業 14. インターネットのプロバイダー業務 15. インターネットにおける広告宣伝業務 16. インターネットを利用した金銭貸借の媒介 17. インターネットに関するソフトウェアの企画開発および制作の受託に関する業務ならびにこれらのコンサルティングに関する業務 18. 総合ブライダルサービスに関する業 19. 各種催事の企画、運営ならびにコーディネート業 20. 各種教養、各種ライセンス取得の講座に関する業 21. 広告宣伝の企画制作ならびに広告代理店業 22. 自動車車検募集業 23. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>NISグループ株式会社</u>と称し、英文では、<u>NIS GROUP CO., LTD.</u> と称する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 消費者金融業、事業者金融業およびこれらの融資の斡旋、保証ならびに代行業 2. <u>債権管理回収業</u> 3. <u>各種動産のリース、賃貸借、売買(割賦売買含む)および管理業</u> 4. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有ならびに運用</u> 5. <u>土木・建築工事および請負業</u> 6. <u>有価証券売買、媒介、取次ぎまたは代理</u> 7. 損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業 8. 企業に対する投資ならびに経営コンサルタント業務 9. <u>社宅・事務所・駐車場等の賃貸借契約および売買契約事務代行業</u> 10. <u>労働者派遣業</u> 11. <u>商品輸出入および販売業</u> 12. 集金代行業 13. 計算事務代行業 14. 広告および宣伝の請負 15. ファクタリング業 16. コンピュータソフトウェアの開発および販売 17. コンピュータおよびその周辺機器の販売 18. スポーツ施設の経営および賃貸 19. 企業の会計・労務等の事務代行業 20. インターネットのプロバイダー業務 21. インターネットにおける広告宣伝業務 22. インターネットを利用した金銭貸借の媒介 23. インターネットに関するソフトウェアの企画開発および制作の受託に関する業務ならびにこれらのコンサルティングに関する業務 24. 総合ブライダルサービスに関する業 25. 各種催事の企画、運営ならびにコーディネート業 26. 各種教養、各種ライセンス取得の講座に関する業 27. 広告宣伝の企画制作ならびに広告代理店業 28. 自動車車検募集業 29. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない</u>やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、768, 000万株とする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社の1単元未満の株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)について<u>株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失の登録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 株券の種類および株式の名義書換、株券喪失の登録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、<u>実質株主通知の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない</u>場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、768, 000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類、<u>株式名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利の行使、その他の株式および新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告し一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集時期および招集地)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>2. 株主総会は、本店所在地および隣接地のほか、東京都新宿区において招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第10条からの移動)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、<u>その代理人は、当社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p> <p>(株主総会の決議要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p><u>2. 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(株主総会の招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議に基づき、<u>代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(第13条からの移動)</p>	<p style="text-align: center;">(第13条へ移動)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(第17条へ移動)</p> <p style="text-align: center;">(第16条へ移動)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第12条からの移動)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>(取締役会の権限) 第18条 取締役会は、法令または定款に定める事項その他当社の業務執行に関する重要事項を決し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(代表取締役の選任) 第20条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。 (第21条から移動し統合) (新 設)</p> <p>(役付取締役の選任) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役社長を選任する。 2. 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選任することができる。</p> <p>(相談役の委嘱) 第22条 取締役会の決議をもって当社に相談役をおくことができる。 (新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名定めることができる。 3. 取締役会は、その決議によって、当社に取締役相談役を若干名定めることができる。 (第22条へ移動し統合)</p> <p>(相談役) 第23条 取締役会は、その決議によって、当社に相談役を若干名定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規則) 第24条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(第23条から移動)</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、取締役の商法266条1項5号の責任について、<u>商法266条12項の規定により取締役会の決議をもって法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、社外取締役との間に、その社外取締役の商法266条1項5号の行為により会社に損害を加えた場合において、<u>商法266条19項の規定により2,000万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2. 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(補欠監査役の選任) 第29条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、<u>株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3. <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(第27条へ移動)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任決議の効力) 第32条 <u>会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)  第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。  2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。  3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)  第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  (削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)  第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。</p>	<p>(第35条へ移動)</p>
<p>(常勤の監査役)  第32条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)  第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(第31条から移動)  (新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)  第35条 (現行どおり)  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)  第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(第37条へ移動)</p>
<p>(監査役会規則)  第34条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)  第36条 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>
<p>(第33条から移動)</p>	<p>(監査役の報酬等)  第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)  第35条 当社は、<u>監査役の責任について、商法280条1項の規定により取締役会の決議をもって法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)  第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)  第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会 計 監 査 人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任)  第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払) 第37条 当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当金という。)をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第39条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(第44条へ移動し統合)</p> <p>(第44条へ移動し統合)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 <u>当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u> 2. <u>前項の金銭については、利息を付さないものとする。</u></p> <p>附則 第 1 条 (商号) の変更は、平成 18 年 10 月 1 日に効力が生じる。なお、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</p>